

# 令和5年第12回 神川町農業委員会総会議事録

開催年月日及び開催場所		令和5年12月22日(金) 神川町役場本庁舎3階 第1・第2会議室							
開議時刻及び宣告者		午後1時30分 会長 櫻澤 泰信							
閉会時刻及び宣告者		午後2時08分 会長 櫻澤 泰信							
議長	櫻澤 泰信	議事参与制限委員数	なし	傍聴者数	なし				
出席した事務局職員		事務局長：堀口 二三夫 事務局長補佐：高橋 和宏 主事補：月岡 颯空							
委員出席状況	席次	氏名	出欠	席次	氏名	出欠	席次	氏名	出欠
	1	松原 良治	○	9	藤牧 重徳	○	推4	西口 学	○
	2	原口 幸雄	○	10	坂本 等	○	推5	福嶋 志信	○
	3	長谷川 隆	○	11	野村 清太郎	欠	推6	安達 彰	○
	4	四方田 芳泰	○	12	佐藤 文雄	○	推7	町田 貴	○
	5	町田 雅文	○	13	櫻澤 泰信	○	推8	伊藤 光雄	○
	6	松本 由紀子	○	推1	金井 豊	○	推9	筑 幸広	○
	7	関根 豊	○	推2	堀内 康男	○	推10	新井 美範	○
	8	木村 豊	○	推3	金井 眞澄	○	推11	須川 朋和	○

会議進行状況

会議事項	発言者	顛末
開 会	事務局長	<p>定刻となりましたので、ただいまより総会を始めさせていただきます。 農業委員会会議規則第4条の規定により、議事の進行は会長にお願いします。</p>
	議 長	<p>ただいまから、令和5年第12回農業委員会の総会を開会いたします。 出席委員は、13名中12名の出席です。定足数に達していますので総会は成立いたします。 それでは、慎重審議をお願いいたしまして議事に入りたいと思います。</p>
議事 日程第1 議事録署名人及び書記の 指名について	議 長	<p>日程第1の議事録署名人及び書記の指名を行います。 神川町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名人を指名します。 議事録署名人は、4番 四方田 委員、5番 町田 委員をお願いいたします。 書記は、事務局の高橋君、月岡君を指名いたします。</p>
日程第2 第37号議案 農地法第3条の規定による許可申請について	議 長	<p>続きまして、日程第2に移ります。 第37号議案 農地法第3条の規定による許可申請について を議題とします。 農地法第3条第1項の規定により、別紙許可申請に対する処分を決定したいのでこの案を提出するものです。事務局は1番の説明をお願いします。</p>
	事務局	<p>申請番号1番についてご説明いたします。 土地の所在や面積、申請者の氏名等につきましては、議案書3ページに記載のとおりです。申請地につきましては議案書4ページの位置図、5ページ、6ページの案内図をご覧ください。 申請地の現況については、字〇〇の3筆は違反等もなく適正に管理されておりましたが、字〇〇の畑については、利用権を設定していたにもかかわらず耕作されていない状況でした。 これについて申請者に確認したところ、土地の境界の確認ができず耕作しておりませんでした。今</p>

会議事項	発言者	顛末
2 番	<p>議長</p> <p>長谷川委員</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>回の申請に際して境界の確認ができたため、今後は大豆畑として利用する計画とのことでした。</p> <p>譲受人は主にじゃがいもやにんじん、大根の栽培をしており、農業用機械は耕運機を2台、軽トラック、トラクターを1台所有しているとのことでした。</p> <p>農地を手放したいと考えていた譲渡人と、利用権設定で申請地を借り受けていた譲受人との間で売買の話がまとまったため、今回の申請に至りました。</p> <p>説明は以上になります。ご審議の程よろしく申し上げます。</p> <p>申請番号1番について、地区担当の委員から補足説明があればお願いします。</p> <p>特にありません。</p> <p>説明が終わりましたので質疑に入りたいと思います。</p> <p>申請番号1番について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。</p> <p>〔質疑なし〕</p> <p>よろしいですか。無いようなので採決に入ります。</p> <p>第37号議案1番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>〔全員挙手〕</p> <p>全員賛成ということで、第37号議案1番については原案のとおり許可といたします。</p> <p>続けて、事務局は2番の説明をお願いします。</p> <p>申請番号2番についてご説明いたします。</p> <p>土地の所在や面積、申請者の氏名等につきましては、議案書3ページに記載のとおりです。申請地につきましては議案書7ページの位置図、8ページの案内図をご覧ください。</p> <p>申請地の現況については、違反等もなく適正に管理されておりました。</p>

会議事項	発言者	顛末
3 番		<p>譲受人は1番と同一人物になります。</p> <p>農地を手放したいと考えていた譲渡人と、利用権設定で申請地を借り受けていた譲受人との間で売買の話がまとまったため、今回の申請に至りました。</p> <p>説明は以上になります。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
	議 長	<p>申請番号2番について、地区担当の委員から補足説明があればお願いします。</p>
	長谷川委員	<p>特にありません。</p>
	議 長	<p>説明が終わりましたので質疑に入りたいと思います。</p> <p>申請番号2番について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。</p> <p>〔質疑なし〕</p>
	議 長	<p>よろしいですか。無いようなので採決に入ります。</p> <p>第37号議案2番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>〔全員挙手〕</p>
	議 長	<p>全員賛成ということで、第37号議案2番については原案のとおり許可といたします。</p> <p>続けて、事務局は3番の説明をお願いします。</p>
	事務局	<p>申請番号3番についてご説明いたします。</p> <p>土地の所在や面積、申請者の氏名等につきましては、議案書3ページに記載のとおりです。申請地につきましては議案書9ページの位置図、10ページの案内図をご覧ください。</p> <p>申請地の現況については、違反等もなく適正に管理されておりました。</p> <p>譲受人は主にネギや胡瓜を栽培しており、農業用機械はトラクター2台、定植機、耕運機を1台所有しているとのことです。</p>

会議事項	発言者	顛末
4 番	<p>議 長</p> <p>藤牧委員</p> <p>議 長</p> <p>議長</p> <p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>譲渡人の娘婿である譲受人が、ハウスを新設するにあたり譲渡人に相談したところ、申請地の贈与の話がまとまったため今回の申請に至りました。</p> <p>説明は以上になります。ご審議の程よろしく申し上げます。</p> <p>申請番号 3 番について、地区担当の委員から補足説明があればお願いします。</p> <p>申請地では現在ハウスの建設が始まっているようですが、問題ないと考えています。</p> <p>説明が終わりましたので質疑に入りたいと思います。</p> <p>申請番号 3 番について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。</p> <p>〔質疑なし〕</p> <p>よろしいですか。無いようなので採決に入ります。</p> <p>第 3 7 号議案 3 番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>〔全員挙手〕</p> <p>全員賛成ということで、第 3 7 号議案 3 番については原案のとおり許可といたします。</p> <p>続けて、事務局は 4 番の説明をお願いします。</p> <p>申請番号 4 番についてご説明いたします。</p> <p>土地の所在や面積、申請者の氏名等につきましては、議案書 3 ページに記載のとおりです。申請地につきましては議案書 1 1 ページの位置図、1 2 ページの案内図をご覧ください。</p> <p>申請地の現況については、違反等もなく適正に管理されておりました。</p> <p>譲受人は主に水稻や野菜を栽培しており、農業用機械はトラクター、耕耘機、自走式田植機、軽トラックを 2 台、コンバインを 1 台所有しているとのことです。</p> <p>農地を手放したいと考えていた譲渡人と、譲受人との間で売買の話がまとまったため、今回の申請に</p>

会議事項	発言者	顛末
<p>日程第3 第38号議案 農地法第5条の規定による許可申請について</p>		<p>至りました。 説明は以上になります。ご審議の程よろしくお願ひします。</p>
	議 長	<p>申請番号4番について、地区担当の委員から補足説明があればお願ひします。</p>
	関根委員	<p>現地を確認しましたが、問題ないと思います。</p>
	議 長	<p>説明が終わりましたので質疑に入りたいと思います。 申請番号4番について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。 〔質疑なし〕</p>
	議 長	<p>よろしいですか。無いようなので採決に入ります。 第37号議案4番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願ひします。 〔全員挙手〕</p>
	議 長	<p>全員賛成ということで、第37号議案4番については原案のとおり許可といたします。</p>
	議 長	<p>続きまして、日程第3に移ります。 第38号議案 農地法第5条の規定による許可申請について を議題とします。 農地法第5条第3項の規定により、別紙許可申請に対する意見を決定したいのでこの案を提出するものです。事務局は1番の説明をお願ひします。</p>
事務局	<p>申請番号1番についてご説明いたします。 本案件は、本年4月の総会で審議し、「異議なし」と回答しました農振除外案件になります。 土地の所在や面積、申請者の氏名等につきましては、議案書14ページに記載のとおりです。申請地につきましては、15ページの位置図、16ページの案内図をご覧ください。</p>	

会議事項	発言者	顛末
	<p>議長</p> <p>藤牧委員</p> <p>議長</p> <p>佐藤委員</p> <p>事務局</p>	<p>申請地は旧神川東部土地改良区による県営畑地帯総合農地整備事業の実施区域内になります。申請地の現況につきましては、適正に耕作されており、違反等は確認できませんでした。</p> <p>申請地は宅地に隣接していますが、北側には優良農地が広がっていることから農地区分は第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は原則許可されませんが、本案件は住宅を集落に接続して建設するものであるため、農地法施行規則第33条第4号に定められる例外規定に該当するものと思われま</p> <p>す。</p> <p>譲受人は〇〇市内のアパートで暮らしていますが、子どもの成長により手狭であることから、実家に隣接する申請地に自己用住宅を建設する計画での申請となります。詳しくは17ページの土地利用計画図をご確認ください。</p> <p>なお、転用に要する資金はすべて借入金で対応とし、住宅ローン事前審査結果通知書が添付されております。</p> <p>説明は以上になります。ご審議の程よろしく申し上げます。</p> <p>申請番号1番について、地区担当の委員から補足説明があればお願いします。</p> <p>特にありません。</p> <p>説明が終わりましたので質疑に入りたいと思います。</p> <p>申請番号1番について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。</p> <p>問題という訳ではないのですが、申請地の東側の道路沿いに畑がありますが誰の畑でしょうか。</p> <p>これは農振除外時に申請地を分筆したもので、譲渡人の〇〇さん所有の梨畑になります。</p>

会議事項	発言者	顛末
2 番	佐藤委員	梨畑だから残したわけですか。
	事務局	申請地も梨畑でしたが、農振除外にあわせて伐採されました。
	佐藤委員	除外の時に言えばよかったのですが、この畑をあえて残す理由はなぜでしょうか。
	事務局	実家に並べて家を建設する計画で除外が認められまして、今回もその計画で申請があったわけですが、残地については梨の木がありますので引き続き梨を栽培すると伺っております。
	佐藤委員	申請地の筆の形は東に細長い道がありますが、車はどこから出入りするのですか。
	事務局	申請地の南側も道路に接しておりますので、出入りは南側の道路になります。申請地で東に延びる細長い道のようなところは浄化槽からの排水経路を確保したものになります。
	議 長	ほかにご質問はありますか。無いようなので採決に入ります。
	議 長	第38号議案1番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 〔全員挙手〕
	事務局	全員賛成ということで、第38号議案1番については、許可相当と意見を付して県知事に進達いたします。続けて、事務局は2番の説明をお願いします。  申請番号2番についてご説明いたします。 土地の所在や面積、申請者の氏名等につきましては、議案書14ページに記載のとおりです。申請地につきましては、18ページの位置図、19ページの案内図をご覧ください。 申請地の現況につきましては、適正に耕作されており、違反等は確認できませんでした。

会議事項	発言者	顛末
		<p>申請地は集落の中にある生産性の低い農地であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に代えて周辺の他の土地を供することで当該事業の目的を達成できる場合は許可されませんが、本案件では周辺に代替できる土地は無いものと思われます。</p> <p>譲受人は〇〇町内のアパートに夫婦で暮らしていますが、家財道具も増え手狭であることから、実家に近く生活の便が良い申請地に自己用住宅を建設する計画での申請となります。詳しくは20ページの土地利用計画図をご確認ください。</p> <p>なお、転用に要する資金はすべて借入金で対応とし、住宅ローン事前審査結果通知書が添付されております。</p> <p>説明は以上になります。ご審議の程よろしく申し上げます。</p> <p>議長 申請番号2番について、地区担当の委員から補足説明があればお願いします。</p> <p>佐藤委員 特にありません。</p> <p>議長 説明が終わりましたので質疑に入りたいと思います。 申請番号2番について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。</p> <p>坂本委員 1番もそうですが、使用貸借権の設定ですよね。30年と60年とありますが、昔は永年間となっていたと思いますが何か制度が変わったのですか。</p> <p>事務局 申請書に記載されていた年数をそのまま記載しております。所有権移転の場合は永年間となっていることが多いと思いますが、使用貸借権設定はあくまで貸し借りですので、60年後に親が存命かといわれると微妙なところですが、一定の年数を設定する必要があると考えています。</p>

会議事項	発言者	顛末
<p>日程第4 第39号議案 神川町農用地利用集積等 促進計画（案）について</p>	坂本委員	後でそのへんのことについて基準があるのかどうか調べて教えてください。
	事務局	承知しました。
	木村委員	私の記憶違いかもしれませんが、民法の規定では最長50年だった気がするのですが、その辺も合わせて確認して教えてください。
	事務局	承知しました。県にも確認しまして後日回答いたします。
	議長	ほかにご質問はありますか。無いようなので採決に入ります。
	議長	第38号議案2番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 〔全員挙手〕
	議長	全員賛成ということで、第38号議案2番については、許可相当と意見を付して県知事に進達いたします。
	事務局	<p>続きまして、日程第4に移ります。</p> <p>第39号議案 神川町農用地利用集積等促進計画（案）について を議題とします。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農用地利用集積等促進計画に対する意見を決定したいのでこの案を提出するものです。事務局は説明をお願いします。</p> <p>説明の前に、議案書の訂正をお願いします。</p> <p>〔訂正について説明し資料を差替え〕</p> <p>それでは、ご説明いたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法の改正により、従来の農用地利用集積計画と農用地利用配分計画が統合され、</p>

会議事項	発言者	顛末
	議長	<p>本年度から農用地利用集積等促進計画に一本化されました。貸し手から農地中間管理機構への貸付、農地中間管理機構から借り手への転貸は農用地利用集積等促進計画を定めることとなっております。</p> <p>議案書22ページから始まる本計画は、令和5年度における農地中間管理事業の重点地区である植竹・八日市・中新里地区で集積された農地と、個別推進で集積された農地について、農地中間管理機構である埼玉県農林公社が借り受け、耕作者へ配分するためのものです。</p> <p>集積面積、配分面積については、1番から77番までの重点地区内の農地が77筆104,718㎡、78番から103番までの個別推進した農地が26筆39,369㎡、104番から107番の農地は〇〇株式会社の裏作による期間借地となっております。</p> <p>件数が多いため、町外の新規の方など、主だったものについて説明致します。</p> <p>5番、9番、10番は〇〇市にお住まいの方で、主にネギの栽培を行っております。農業用機械はトラクター、管理機を1台所有しており、家族2人で農作業をしているとのこと。神川町では今回初めて農地中間管理事業を通じて農地を借り受けます。</p> <p>26番は〇〇市にお住まいの方で、主にこんにゃくやタラの芽、ふきの栽培を行っております。農業用機械はトラクターを2台、土壌消毒器、掘取機、フレールモアを1台所有しており、家族2人で農作業をしているとのこと。神川町では今回初めて農地中間管理事業を通じて農地を借り受けます。</p> <p>72番は〇〇町にお住まいの方で、主にネギの栽培を行っております。農業用機械はトラクターを4台、ロータリーを3台、管理機、動噴機を2台、ハンマーモアを1台所有しており、家族2人で農作業をしているとのこと。神川町では今回初めて農地中間管理事業を通じて借り受けます。</p> <p>90番は〇〇市にお住まいの方で、主に露地野菜の栽培を行っております。農業用機械はトラクターを2台、管理機、トラックを1台所有しており、家族2人で農作業をしているとのこと。神川町では今回初めて農地中間管理事業を通じて農地を借り受けます。</p> <p>説明は以上になります。ご審議の程よろしく申し上げます。</p> <p>説明が終わりましたので質疑に入りたいと思います。</p>

会議事項	発言者	顛末
協議・報告事項 その他		農農用地利用集積等促進計画（案）について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。
	町田委員	67番の方は個人名で設定しているものと、ご自身が経営する会社名義で設定しているものがあるようですが、何か理由があるのでしょうか。
	事務局	理由については確認しておりませんが、それぞれ申請のあったとおりに記載しております。 67番の案件はご自身の土地をご自身で借り受けるものになります。中間管理事業ではけがや病気で耕作できなくなった際に、最長2年は中間管理機構で土地を管理していただけるので、保険的な意味で設定されたのではないかと思います。
	坂本委員	参考までに伺いたいのですが、〇〇の借り受けが以前よりだいぶ少なくなっていますが、小麦の収量が落ちているとか理由があるのでしょうか。
	事務局	理由までは確認していませんが、今年度申請があったのは記載の4カ所だけでした。  ほかにご質問はありますか。無いようなので採決に入ります。 第39号議案について、原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。 〔全員挙手〕 全員賛成ということで、第39号議案については異議なしと回答いたします。  以上で全ての議案審査が終了しました。慎重審議ありがとうございました。 協議・報告事項はありませんので、最後にその他になります。事務局よりお願いします。  ・農業委員会の委員の改選について（女性登用のチラシの配布）

会議事項	発言者	顛末
閉 会		<ul style="list-style-type: none"><li>・ 旅行積立の返金について</li><li>・ 第1回農業委員会総会について</li></ul> <p>以上をもちまして、全ての日程が終了しましたので総会を閉会といたします。 お疲れ様でした。</p>